

税理士試験科目の免除を希望する方々へ

2014年4月から、従来の経済学研究科、ビジネス研究科の経営学専攻ならびに総合政策研究科それぞれの博士前期課程が統合され、新たに社会科学研究科（博士前期課程）経済学専攻、経営学専攻、総合政策学専攻として発足しています。

税理士試験科目の免除に関して、従来から経営学専攻では「会計学に属する科目の試験免除」を受けることができ、社会科学研究科経営学専攻でも、引き続き会計学に属する科目の試験免除が適用されます。また、「税法に属する科目の試験免除」の制度に関して、経済学専攻では2014年度より、長年国税庁等で税務経験を有する岸野先生が教員として、税法・税制の研究に関して理論のみならずより実務的な視点を踏まえた教育支援・指導体制をとることとなりました。将来、税理士を希望される方は、経済学専攻に所属して岸野先生の「研究指導」科目を受講し（ゼミナールに所属し）、税に関する種々の事例研究等を通じて職業税務会計人としての能力を身につけたうえで、適切な修士論文を作成することによって税法科目の試験免除が適用されます。また、総合政策学専攻に所属して税法科目の試験免除および会計学に属する科目免除が受けられる可能性もありますので、質問等がありましたら下記までお問い合わせください。

E-mail/social-jimu@nanzan-u.ac.jp Phone/052-832-4341

岸野先生からのメッセージ：

2014年7月より当大学院で「研究指導」等の授業を担当している岸野です。私は、国税庁に採用後30年余りの間、国税庁、裁判所、大学、国税不服審判所等の勤務を経たのち、本学に赴任しました。

現在、当大学院で週1回、「研究指導」で社会人を含め4名の学生（1年生）と所得税法、法人税法等に関する判例や巷間の制度論議等について夜遅くまで議論しております。これからも明るく楽しい雰囲気です授業を進めていきたいと思っております。

南山大学
社会科学研究科長